

本サービスには、当社が契約者となり、利用者を被保険者とした情報漏えい特約賠償条項・情報漏えい特約条項付運送保険が自動付帯されています。

2. 本保険の補償の概要は、お預かりした内箱の溶解処理が完了するまでに、盗難や紛失等の偶然な事由により発生した、個人情報または機密情報の漏えいについて、利用者が負担する以下の損害となります。

(1) 利用者が実施する措置に要する以下の費用損害

- ①謝罪会見・公告・文書費用
- ②見舞金（送付先1件あたり1,000円限度）
- ③クレーム対応費用
- ④コンサルティング費用（1事故あたり300万円限度）

(2) 利用者が法律上の賠償責任を負うことにより負担する以下の損害

- ①法律上の損害賠償金
- ②弁護士費用等の争訟費用
- ③求償権保全費用
- ④損害防止費用

3. 保険金の支払限度額は1送り状について1億円となります。

但し1事故で複数利用者または複数送り状の貨物が同時に保険金支払の対象となる場合は、それらに対する保険金支払額の合計は5億円を超えないものとします。

4. 事故発生の際は本サービスを提供している当社を通じて引受保険会社へ遅滞無く事故報告を行うものとします。

5. 保険金を支払わない主な損害

- ・被保険者の故意・重大な過失・法令違反行為に起因する損害
- ・個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する損害
- ・不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する損害
- ・利用者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等により是正措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、当該命令、勧告等がなされてから利用者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害
- ・テロ行為に起因する損害
- ・身体の障害、財物の滅失、き損、汚損に起因する損害
- ・汚染物質、核物質・放射能汚染に起因する損害
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議に起因する損害
- ・地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害
- ・通常の業務の範囲でない行為に起因する損害

など

※本保険の詳細については、当社にお問い合わせください。